

新監査・処分制度施行(平成28年12月1日)以降の処分事案

(1) 営業所の全車両の使用停止処分を行った事案

- (事案①) ・貸切バス事業者等：日益商事株式会社 貝塚営業所(大阪府貝塚市)
 ・処分者及び処分年月日：近畿運輸局長 平成29年3月2日処分

- (事案②) ・貸切バス事業者等：株式会社インター観光 愛知営業所(愛知県一宮市)
 ・処分者及び処分年月日：中部運輸局長 平成29年3月30日処分

違反の概要 (事案1・2共通)

監査を実施したところ、運行管理者が選任されておらず、運行管理が行われていない状態でバスを運行させていたことを確認。

従前の処分基準により処分を行った場合

- 監査終了後、所定の手続き等により数ヶ月が経過したのちの行政処分時に、処分とあわせて輸送の安全確保命令を発動。

- ・速やかに運行管理者を選任するよう命令。

〔ただし、通常、監査から処分までの間に選任済みとなっていることが多く、発動に至らなかった。〕

28年12月以降の新たな処分基準による処分

- その場で直ちに、輸送の安全確保命令を発動。

- ・速やかに運行管理者を選任するよう命令。

- ・運行管理者が選任されるまでの間、営業所の全てのバスの使用(運行)の停止。

(2) 営業所に所有する車両数全体の8割を使用停止処分とした事案

- ・ 昨年12月以降、全国で146営業所の監査を実施しており、車両停止に該当する営業所が49件確認されており、うち、4件は処分済み。

- (事案①) ・貸切バス事業者等：有限会社丸子観光バス 本社営業所(長野県上田市)
 ・処分者及び処分年月日：北陸信越運輸局長 平成29年3月7日処分

違反の概要

監査を実施したところ、乗務記録の不実記載他、複数の法令違反を確認 (180日車)

従前の処分基準により処分を行った場合

- 延べ80日間の車両停止処分。

- 保有車両全8両のうち、1両を80日間使用停止。

28年12月以降の新たな処分基準による処分

- 延べ180日間の車両停止処分。

- 保有車両全8両のうち、7両を25日間使用停止、26日目は5両を使用停止。

(その他、処分済み事業者)

(事案②) 星揚株式会社 本社営業所(静岡県浜松市) 平成29年3月30日処分 60日車

(事案③) 荒深節造 本社営業所(岐阜県山県市) 平成29年3月29日処分 140日車

(事案④) 中川タクシー株式会社 本社営業所(愛知県名古屋市) 平成29年3月16日処分 60日車